

パブリックコメントの実施および結果概要

パブリックコメントの実施概要

意見募集期間	令和6年12月1日（日）～令和6年12月31日（火） ※ 郵送の場合は、12月31日までの消印有効
応募対象者	市内に在住し、本市の学校教育に関心のある方
公表・閲覧場所	名護市ホームページ、教育委員会学校教育課窓口
意見提出方法	意見記入用紙の郵送、電子メール、持参のいずれかを 担当課へ提出

パブリックコメントの結果概要

【件数】

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	無回答	合計
64名	10名	0名	5名	1名	1名	6名	1名	5名	93名

【学校別】

東江小学校	延べ人数
1.学校の魅力化・PRについて	39
2.学校設備・環境の整備について	6
3.通学基準の変更について	4
4.保護者の負担を減らすことについて	8

安和小学校	延べ人数
1.学校統廃合について	4
2.学校の魅力化・PRについて	7
3.保護者の負担を減らすことについて	5

中山分校	延べ人数
1.学校統廃合について	52
2.統合した場合の跡地利用について	23
3.存続への取り組みについて	35
4.通学基準の変更について	2
5.コストについて	1
6.その他	3

屋我地ひるぎ学園	延べ人数
1.保護者の負担を減らすことについて	1
2.その他	1

瀬喜田小学校	延べ人数
1.学校統廃合について	13
2.学校の魅力化・PRについて	18
3.保護者の負担を減らすことについて	10

真喜屋小学校	延べ人数
1.通学基準の変更について	8
2.児童数の推計について	2
3.学校の魅力化・PRについて	1
4.その他	2

御意見の概要及び市の考え方

(1)【過大規模校】東江小学校について

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
1	・学校の魅力化・PRIについて【複数意見集約】 部活動の強化や教育内容を充実させ、東江という名前をブランド化する。また、地域企業の職業体験やボランティア活動などは生徒の経験、そして学校の魅力化につながる。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
2	・学校設備・環境の整備について【複数意見集約】 小中学生の遊びや部活を快適にできるような施設整備や外観や植栽など、生徒自身が行きたいと思える学校づくりに取り組む。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
3	・通学基準の変更について【複数意見集約】 指定校変更制度による児童の流出を防ぐために留守家庭部分について検討するべきである。	本市においては、指定校変更制度による児童生徒の流動性が高い状況にあり、その結果、東江小から児童が流出しているという側面もありますが、東江小から他の学校への指定校変更を認めないとした場合は、その地域の定住環境の低下にもつながりかねないことから、慎重な検討が必要となります。今後、許可基準や申請頻度など本制度の基準変更の可否を含めて検討します。	
4	・保護者の負担を減らすことについて【複数意見集約】 放課後の居場所をつくり、保護者の負担を減らすことで児童数増加につながる。また、統合の際はスクールバスを導入し、通学距離が長くなってしまう家庭に対して援助する必要がある。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	

(2)【小規模校】適正化全般について

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
1	兵庫県の、六甲山小学校、藍那小学校、など小規模特認校制度を利用している小学校のHPを見ると安和小と分校が合わさったような校風のように見えます。指定校変更制度を活用するには小規模特認の手続きが先行になりますか。	指定校変更制度と小規模特認校制度は趣旨は異なるものです。本編のP55に両制度の概要を記載しております。	
2	小規模校を一校を存続するためには、制度の変更、時間、放課後対策、バスのコストなど、大変な労力が使われると思います。差支えのない範囲でかまわないので計画する適正配置への、今後のコストの事も教えて欲しい。	今後のコストについてどの程度になるのかは試算しておりませんが、人件費や施設の管理費等が必要になるものと考えております。	
3	名護市の基本方針(案)に対して、異論はありません。	ご意見として承りました。	
4	・児童の減少や都市部の人口集中等により、児童生徒数の学校偏差がおきていると思います。学校側の教えやすさや指導のしやすさ等への立場から妥当なことだと思われます。 ・配置による通学路や通学のための交通手段が確保されているかと思いますが、保護者の学校参観や、行事等の参加に不便や不満を抱く保護者もおられると思います。そして、現児童にも将来の進学のために別の学校を望んでいる児童も少なからずいるかと思われる。その点どのような方策をもって解消されていくのでしょうか。 ・児童平準化ということで、上から目線で行うという問題や不満が起こるんじゃないかと懸念されます。それを解決される対策として、特殊校として設置して、あの学校に入れば、楽しく、特別な知識や技能が得られると思えば児童生徒自ら選択して入学してくるでしょう。 ・特色ある教育については、どの学校も似たりよったりでは、行き詰ってしまいます。例えば英語だけではなく中国語や韓国語その他の外国語等、琉球料理、民謡や三味線、俳句、将棋、囲碁等々また児童が好むダンスや漫画の描き方なども面白いかと思います。一考を。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
5	P6 2)-(2) 学校支援の充実について、特色ある教育活動を行うためには学校が地域人材等にボランティアのみではなく、有償で居場所づくりを提供するための予算が必要だと考える。よって、小規模校に対しては、放課後居場所づくりのために、学校が独自で予算を活用できる仕組みもぜひ検討していただきたい。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
6	P55 (1)-1) 通学区域の弾力化(指定校変更)について、現在特別な理由がある場合においての指定校変更制度が、放課後の居場所(放課後児童クラブ、親戚の家など)次第で変更が出来る事が、学校の児童数の格差の原因となっているのではないかと。指定校変更の認める条件について、校区の学校の適正規模数を考慮、確保確認しつつ、判断してほしい。あるいは、本来の学校区域に戻してほしい。	指定校変更制度による児童生徒の流動性が高い状況にあり、その結果、小規模校から児童が流出しているという側面もありますが、小規模校から他の学校への指定校変更を認めないとした場合は、その地域の定住環境の低下にもつながりかねないことから、慎重な検討が必要となります。今後、許可基準や申請頻度など本制度の基準変更の可否を含めて検討します。	
7	P57 2) 小規模校の適正化を図る手法について、「小規模校から他の学校への指定校変更を認めないとした場合は、その地域の子育て環境の悪化にもつながることから避ける必要があります。」とあるが、「子育て環境の悪化」という表現は小規模校の校区の地域への偏見とも見られる可能性があり、誤解を招くと考え。また、具体的な根拠も示す必要があるのではないかと(特別な事情を抱える家庭の・・等)。	P57(修正後P59) 「その地域の子育て環境の悪化にもつながることから避ける必要があります。」という表現を「その地域の定住環境の低下にもつながりかねないことから、慎重な検討が必要となります。」に改めます。	基本方針案の修正あり(P59)
8	P57 2) 小規模校の適正化を図る手法について、「指定校変更制度の拡充を図る」とあるが、指定校変更制度を活用して保護者が学校を選択する上で、現状は小規模校に不利な面が多い。例えば、子ども達が希望する部活動等のために希望する部活動がある学校を選択するケースや、児童数の多い学校を最初から希望するケースなど、学校の教育活動以外の要件が理由となる事がある。このような場合、学校や地域だけでは解決が難しい。行政からの支援をお願いしたい。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
9	P57 2) 小規模校の適正化を図る手法について、指定校変更制度に加えて緑風学園とひるぎ学園の小規模特認校制度によって、その他の小規模校においては、児童生徒の流出で複式学級になる可能性がでていることも追記した方が良い。	P56(修正後P58)1) 過大規模校の適正化を図る手法の5行目、19行目、及びP57(修正後P59)2) 小規模校の適正化を図る手法の7行目について、「指定校変更制度による」という表現を「指定校変更制度や小規模特認校制度による」に改めます。	基本方針案の修正あり(P58,59)

(3)【小規模校】安和小学校について

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
1	・学校統合について【複数意見集約】 場所的に通いづらく、児童を集めるのは難しいと考えるため、安和小と屋部小は統合すべき。	学校規模の適正化を図るためのシミュレーションの結果、令和8年度から、新1年生の児童を毎年度平均1.8人増加することができれば単式学級となることから、様々な方策を講じ複式学級の解消を目指します。	
2	・学校の魅力化・PRについて【複数意見集約】 不登校児童・少人数を希望する子の受け入れをPRする。また、地域交流や教育内容について、他にはない魅力づくりをする。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
3	・保護者の負担を減らすことについて【複数意見集約】 放課後の居場所をつくり、保護者の負担を減らすことで児童数増加につながる。また、統合の際はスクールバスを導入し、通学距離が長くなってしまう家庭に対して援助する必要がある。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	

(4)【小規模校】中山分校について

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
1	・学校統合について【複数意見集約】 コスト面や、多くの人と関わりをもつべきという観点から屋部小と統合すべきである。その際は通常とは異なる学級を設け、集団に馴染めない生徒に配慮すること。また、スクールバスの導入が必要である。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
2	・学校の魅力化・PRIについて【複数意見集約】 少人数で1人1人に目が届く等、小規模校にしかないメリットがあり、それをPRすることで存続させる。また6年生まで通えるようにし、学校に馴染めない子の居場所としてや、山村留学制を取り入れ、生徒数の増加を図る。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。ただし、中山分校を6年生まで通うことができるようにするというご提案については、下記の理由により教育委員会としては考えておりません。 ・現在の中山分校の敷地では、6年生までの学校施設を増設することは困難 ・現在の中山分校の校区内の児童数では6年生までの小学校とするには困難 ・校区を拡大する場合は、為又区と宇茂佐区のどちらかあるいは両方の一部が想定されるが、当該地域住民等との合意形成を図ることが非常に困難	
3	・跡地利用について【複数意見集約】 校舎は取り壊さず、公民館など地域のコミュニティの場や豊かな自然を生かした自然学校、夜間学校として校舎を利用する。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
4	全体的に、どうしたいのか。意味不明です。分校をなくすことだけは反対。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
5	中山分校を残したい。この資料は分かりにくい。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
6	中山分校は本校へ統合し、スクールバスの運行にて通学支援を行った方がよいと考えます。廃校施設は、有効活用を図る方向性で協議を進めていく方がよいと考えます。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
7	中山分校について早期の統合を望みます。現在の道路事情・距離等からみても分校の必要性はない。子供は仲間、グループ、先輩の影響が大であり重要である。早い時期からその環境にあることがよい。分校出身者の意見を多くの年齢層から聴取したら良い。統合して分校職員の有効活用を図ることができる。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
8	地域の中で「分校」の存在は特別なものである。子供が元気に通った学び舎、そしてここで過ごした子供が成長し、この地域で暮らし、自分の子供もまた分校にお世話になる。運動会や色々な行事を地域全体で盛り上げる。この絆が素晴らしいと思う。少子化や学校運営のこと、存続可能かと問われると私見ではあるが、難しいのかなという思いもある。統合の場合の通学支援等、保護者、生徒の声を丁寧に聞き取っていただきたいと思います。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
9	子供は学校へ行くのを毎日楽しんでます。それは分校の生徒数が少人数であること、また雰囲気や環境面が良いことが大きいです。授業の中では、中山の自然に触れ、ゴーヤーなどの野菜作りやEM菌作りと中山分校ならではの体験もたくさん出ています。6年生まで中山分校で過ごせたらという願いがあります。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
10	地域との密接なつながりの中で子供が育っていくことができる中山分校は、是非継続して欲しいと願います。人口の15～20%は他の人より五感が敏感なハイリー・センシティブ・パーソンだといわれますが、情報の洪水となる大人数の場を苦手とする児童は一定数いるはずで、屋部小学校の規模の学校に通いにくく感じる児童が選択できるところとしても、分校は重要だと思います。それぞれの生まれ持ったものを過度に負担に感じることなく、大切な小学校の時期を過ごすことができるようであってほしいです。現在、少人数学級を希望する児童の転入が複数ありますが、5・6年生は屋部小学校に通うことになっている現状では少人数学級希望者の受け皿になりきれしていない面はあり、中山分校が6年生まで通える学校になることが望ましいと思っています。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
11	学級だけで考えると、「多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら」という点では確かに不十分だと思います。しかし、学校活動全体を通じて、他学年と常に触れ合いがあり、外国語や行事等で本校の児童と交流する機会も日常的にあります。さらには、地域の方々から農業や伝統工芸等を教えに来てくれたり、放課後には公民館の区長さん、書記さんによる見守り、名桜大生による「子供の家」も実施されています。子供たちは学校の枠組みを超え、タテ、ヨコ、ナナメと多様な方々と触れ合いながら、自らが「参加したい！」という意思で、地域の行事等にも参加しています。これこそ名護市が推進している「コミュニティ・スクール」なのではないでしょうか。この素晴らしいシステムが成り立っているのは、先生方のご尽力、地域の方々のご厚意のおかげだと心から感謝しております。私も保護者として、住民として何ができるか考えていきたいです。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
12	小規模の良さを持つ中山分校の存在を本校の児童、保護者に広く周知するとともに、オープンに見学、授業体験ができる機会を設け、合う、合わないを体で感じた上で、学びの主体である児童自身に選択させるのが最善であると思います。そうすることで、児童数の増加が見込めるならば、複式学級も解消でき、さらに豊かな教育環境へと繋がっていくことでしょう。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
13	P1 序章 はじめに 1. 策定の背景と目的 (本文15行目から16行目)「おります。現時点で複式学級が発生している学校は中山分校を除いてありませんが、・・・」の前に、「前述の平成18年答申にあった屋部小学校への統合案を教育委員会と保護者や地域住民との話し合いで統合を見送った経過のある」という正しい歴史事実の記載を挿入すべき。	同箇所下記の一文を加えます。 「なお、前述の答申にあった中山分校の屋部小学校への統合については、保護者・地域住民からの合意が得られなかった経緯があり、複式学級の解消には至っておりません。」	基本方針案の修正あり (P1)
14	P59 第4章 2、(I)、2)小規模校における・・・方策 ②中山分校について この項の1行目、「複式学級が恒常的に継続しており、・・・見込みとなっています。」 の記載は事実であり、将来推計よりも現実の推移はもっと厳しいものになることも予想される。 【意見1】 これまで第2章「名護市の学校規模・配置をめぐる現状と課題」で示された統計や推移について、中山分校は「1年生から4年生」までを対象としていることの記載は無く、単独校として統計上は扱われている。この点についての補足説明、記載はどこにもない。統計は厳格に条件を統一すべきである。 ※唯一、P26 からP27の「児童一人当りの校舎面積」や「屋内運動場面積」、「運動場面積」については除外されている。	【意見1】中山分校については、1年生から4年生までとなっているとの説明を追記します。	基本方針案の修正あり (P21.35.37.61)
15	【意見2】 歴史的に見ても、中山分校の在籍数は、戦後開校時の昭和24年度の89名をピークに減少を続けており、「複式学級」が「恒常化」していた。むしろ「複式学級」を前提に中山分校は配置されていたのではないかと。分校の在籍を6年生とせず、4年生までとした、その点で教育委員会が掲げる「複式学級解消」方針の歴史的検証を行うべきである。 近年では、中山分校創立60周年を迎えた2006(平成18)年度は、分校歴史上初の「1、2年生単式学級」が誕生して。中山区字誌を読むと、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律＝昭和33年5月1日法律116号」では、複式学級の場合の1学級の児童数は16人とあるが、「一学年の児童を含む学級にあっては、8人」と規定されており、この年の1年生は5人で、在籍2年生4人と合わせて9人となり、初の1、2年生の単式学級が誕生した。現在の法律は前のままか、改正されたのか、その点をしっかりと明示した上で、「複式学級解消」のための細かい分析・統計を提示してほしい。	【意見2】複式学級の基準を定めた「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」については、P.2「2.計画の位置づけ」に追記します。 現行の法律においてはご意見に記載している基準となっております。複式学級の基準はこれまで35人(S34-38)、25人(S39-43)、22人(S44-48)、20人1年を含む場合12人(S49-53)、18人1年を含む場合10人(S55-H3)、と過去に見直しが実施されており、平成5年度からは現行の16人、1年を含む場合は8人となっております。文部科学省の資料によると、昭和34年時点で全国で複式学級は11,726学級でしたが、平成22年時点では5,804学級と半減しております。また、文部科学省は、平成27年に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、複式学級が存在する学校規模について、「一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」としています。中山分校が複式学級を前提に配置されたものかどうかについては不明ですが、たとえ過去にそうであったとしても、現時点において子供たちにより良い教育環境の提供を考えた場合、複式学級より単式学級の方がより恵まれた教育環境であると考えております。	基本方針案の修正あり (P2)

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
16	【意見3】 (この項の5行目「…以下の方策を講じ複式学級の解消を目指します。」)の文章の前に、「教育委員会は平成18年度答申の際の保護者・地域住民との協議の経過を踏まえると共に、過大規模校である屋部小学校と過小規模校である屋部小学校中山分校との調和を図るための方策についても考慮した上で、」を挿入すること。 (理由①)「統合」しか結論を導かせない現在の「基本方針」(案)では、かつて平成18年度「答申」の際に、「統合ありき」とする教育委員会と区民・保護者との協議の場(2007年＝平成19年2月21日、中山公民館)で、区民・保護者の側から「小規模特認校」の提案を積極的に出し、分校教育のこれまでの教育成果の評価についても検証することを確認してきた経緯がある。その内容(指針)も示さないままの「令和7年度中を目標に、遅くとも令和8年度中には方向性を決定します。」の記述は認められない。 (理由②)また、中山区が独自に開催した保護者・地域住民との話し合いの際に、屋部小学校の「過大規模」解消と分校「過小規模」解消のために、中山分校を6年生までの在籍として規模拡大を希望する意見が多数あった。その点からも屋部小学校の「過大」と分校の「過小」問題の解決の選択肢としての考慮も必要である。	【意見3】P59(修正後P61)「②中山分校について」の一段落目の最後に次の一文を追記します。 「なお、中山分校については、平成18年度答申において屋部小学校本校への統合とされましたが、保護者・地域住民からの合意が得られなかった経緯があることから、その当時の経過も踏まえ取り組んでいく必要があります。」 なお、理由②の中山分校を6年生まで通うことができるようにするというご提案については、下記の理由により教育委員会としては考えておりません。 ・現在の中山分校の敷地では、6年生までの学校施設を増設することは困難なため ・現在の中山分校の校区内の児童数では6年生までの小学校とするには困難なため ・校区を拡大する場合は、為又区と宇茂佐区のどちらかあるいは両方の一部が想定されるが、当該地域住民等との合意形成を図ることが非常に困難なため	基本方針案の修正あり(P61)
17	P63 第4章3、(I)短期的な取り組み 【前記と関連して】(この項の4行目から)「……中山分校においては、平成18年度の…答申(「複式学級の解消について」及び「通学区域制度の弾力的運用について」)で課題解消の具体的方策として記述されています。」とあるが、その内容は「屋部小学校への統合」であり、「実施時期は平成20年度」とだけであり、「統合」ありきの「具体的方策」であった。しかも保護者や地域への何の相談もない当然の「平成20年度」実施は見送られた経緯がある。その点の経過と説明を抜きにした記載は、どのような枕詞をつけても「統合ありき」の方針であり認められない。修正を要求する。	上記【意見3】への回答のとおりP.59(修正後P61)にその当時の状況について記載することとします。	
18	P3 ②(イ) 教育委員会の考えているより良い教育環境とは一体何なのか教えて欲しいです。中山分校で学んでいる子供達はとても伸び伸びと学び成長しています。屋部小学校では体験できない複式学級の良さがあります。統合することが良い教育環境になるとは思えません。分校は地域にとっても密着していると思うので、地域にとっても統合されて廃校になってしまうとかなりの痛手になるので、統合ありきの基本方針はおかしいと思います。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	

(5)【小規模校】瀬喜田小学校について

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
1	・学校統合について【複数意見集約】 名護市街地からの通いづらさや、中学校から東江中に入学することを考えると統合すべきである。統合の際はスクールバスを導入し、通学距離が長くなってしまふ家庭に対して援助する必要がある。	学校規模の適正化を図るためのシミュレーションの結果、令和9年度から、新1年生の児童を毎年度平均4.4人増加することができれば単式学級となることから、様々な方策を講じ複式学級の解消を目指します。	
2	・学校の魅力化・PRIについて【複数意見集約】 少人数を活かした学級運営や地域との密接な関りをPRする必要がある。また、部活動の強化や、漁村山村留学の受け入れなど、その学校ならではの魅力づくりを行い、学校・地域を盛り上げる。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
3	・保護者の負担を減らすことについて【複数意見集約】 放課後の居場所をつくり、保護者の負担を減らすことで児童数増加につながる	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	
4	瀬喜田小学校の児童数が、今年2学期終了時点で40名を切る状況になっております。保護者の転勤に伴う転出で予想を上回る減少数になっております。更に、三共地域をみても未就学の子どもの数が少なく、今後も減少していく可能性が高いと感じております。 本取り組みの計画を拝見しているとR7年から地域と協議開始し、R9年から対策実施と計画されていますが、取り組みの開始を早めて欲しいです。具体的には、R7年度入学児童を増やす取り組みから実施して頂きたいです。 瀬喜田小では、R7年度から放課後子どもの家を開始する予定です。 放課後の居場所も確保できることをR7年度入学児童に周知して頂きたい。 子どもの家の運営についても行政としてフォローが必要な場合は、積極的に支援して頂き、本取り組みの課題にあった放課後児童の居場所対策を進めて欲しいです。 本取り組みの方針には概ね賛成ですが、課題解決へのスピード感と実施に向けた本気度に期待して意見と致します。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。 教育委員会と致しましてもスピード感をもって取り組んでまいります。	

(6)【小規模校】真喜屋小学校について

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
1	P33 2)-① 小規模校の推計について、「真喜屋小においては、令和10年から増加し、令和16年に125人と最も多い児童数となります」の根拠を示してほしい。真喜屋小学校区においては、指定校変更制度によって校区外の学校へ通う児童が一定数いるのが現状であり、今後も校区内の児童数の全てが真喜屋小学校に通学するとは考えづらい。実態と予想がかけ離れていないか。また、指定校を変更する際の基準等について厳格にする必要がある。	本推計は、令和5年度時点において、以下のとおり推計を行っております。 ・1歳以上は、真喜屋小校区に住所を有する人口から真喜屋小校区と真喜屋小校区外への移動率の過去5年間の平均から算出。 ・0歳児は真喜屋小学校区の20～44歳までの女性の人数にこども女性比を乗じた過去5年間の平均から算出。 ・上記の推計に3年間の平均で算出した指定校変更制度による移動率を乗じ最終的な人数を算出。 ※真喜屋小校区と真喜屋小校区外への移動率の過去5年間の平均については、1～8歳まですべて100%を越えています。つまり、真喜屋小学校区に転入する1～8歳が転出する人数よりも多くなっています。	
2	P33 2)-① 指定校を変更する際の基準等について厳格にする必要がある。	指定校変更制度による児童生徒の流動性が高い状況にあり、その結果、小規模校から児童が流出しているという側面もありますが、小規模校から他の学校への指定校変更を認めないとした場合は、その地域の定住環境の低下にもつながりかねないことから、慎重な検討が必要となります。今後、許可基準や申請頻度など本制度の基準変更の可否を含めて検討します。	
3	P35 3)-① 令和10年度も学級数は「9学級」となっているが、病弱学級在籍児童は、令和9年度に卒業予定なので新たな入級児童がいなければ「8学級」になる。	特別支援学級数については、市内全児童数のうちの特別支援の子の要因別割合を過去3年間の平均より算出して、それを各学校の全児童数の推計値にかけて算出しています。そのため特別支援学級の児童が卒業すれば、学級数が減少するという考え方ではなく、新たに特別支援の児童の入学も考慮し算出しているため、特別支援学級の推計値は3学級となります。	
4	P49 (5) 複式学級の解消について、真喜屋小学校の現1,2年生がこのままだと次年度に複式学級になってしまうが、そうなると学習環境が大きく変わる。環境に慣れることが難しい子どもは安心して学校生活を送ることができなくなり、不登校になり得ることもある。また、保護者としては学力低下も気になるため、転校を検討する可能性もある。	真喜屋小学校を含め、小規模の学校につきましては、教育委員会と致しまして今後も注視してまいります。	
5	P54 (3) 適正規模・適正配置の実現に向けた方策を実施する学校の選定について、「また、小規模校については、現時点で複式学級が発生している、又は将来推計で複式学級が発生が予想される安和小・中山分校・瀬喜田小について、」とあるが、真喜屋小学校も次年度に複式学級が発生が予想されるので、追記してほしい。	P54(修正後P56)の学校の選定については、下記のとおり修正します。 「現時点で複式学級が発生している、又は将来推計で複式学級が発生し、その状況が恒常的になることが予想される安和小・中山分校・瀬喜田小について」 その上で、P60(修正後P62)の「④上記以外の小規模校について」の最後に下記一文を加えます。 「なお、真喜屋小については、地域からの要請もあり、令和7年度に複式学級が発生することも予想されることから、令和7年度から教育委員会・地域・学校で意見交換を行う必要があります。」	基本方針案の修正あり (P56,62)

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
6	P57 2) 小規模校の適正化を図る手法について、真喜屋小学校に学校選択制(特認校制度)を実施し、特色ある学校を構築して欲しい。例えば、地域資源(源河川、羽地内海、多能岳など)を活用した体験的な活動や、小学校1年生から「英語教育」を推進するなど。	真喜屋小学校の適正化に向けては、教育委員会、学校、地域、保護者と意見交換を行いながら、一緒に進めていきたいと考えております。	
7	P58 2) 小規模校における子ども達へのより良い教育環境提供のための方策について、「④真喜屋小学校について」の項目を加えて下記の真喜屋小学校の状況を明記してほしい。 ①次年度、小2・小3において複式学級が生じる。 ②今後児童の転入により、複式学級が解消したとしても、現2年生が卒業するまでの4年間は、転出児童の有無により常に複式学級が起こる可能性を抱える ③P33 の児童数推計において、令和6年度の校区内に住む児童数の流出は、全体の()%現1年生が卒業した翌年R12の児童の推計値は96人現在の流出率が継続していれば児童数は()人 ④既に小規模特認校制度を導入し、他の小規模校との差別化を図る必要のある屋我地ひるぎ学園、その近隣校である真喜屋小学校では、小規模特認校制度の導入が難しい。 ⑤真喜屋小学校に特定の学校から選択できる制度を導入し、真喜屋小学校区に居住して ながら指定校変更制度により流出している状況を抑制すると共に、過大規模校からの児童を 受け入れることで、児童数の平準化を目指します。 ⑥放課後のこどもの居場所設置について、事業形態や事業主体も含めて教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。	No.5の回答と同様となります。	基本方針案の修正あり (P.54,60)
8	P60 ④ 上記以外の小規模校について、「特定の学校から選択できる制度を導入し」の文言を挿入してほしい	指定校変更制度において指定した学校を変更できる基準の1つとして、令和5年度から小規模校への指定校変更を認めており、現年度において各学年の学級数が1クラス以下の学校へ通学を希望する場合は、同制度を活用して通うことができるようになっております。教育委員会では、市の広報誌等とおして同制度について周知を図り、真喜屋小学校を含む小規模校への児童の転入増について促進を図っているところでございます。	
9	P60 2) 学校規模の適正化を図るための手法について、安和小学校、瀬喜田小学校、中山分校以外の小規模校は、情報発信のみが行われると読み取れる。今の真喜屋小学校の現状では、情報発信だけでは課題解決には弱いと考える。	頂いた意見につきましては、学校・地域・保護者と協議していく上での参考資料とさせていただきます。	

(7)【小規模校】屋我地ひるぎ学園について

No.	御意見の概要	市の考え方	備考
1	概要版P3 大規模校に統合する場合、小規模校区からのスクールバスを出すとしているが、その前の大規模校から小規模校への受け入れもスクールバスを出してください。保護者による送り迎えの負担は大きく、学校を魅力化しても通学変更には至りません。屋我地ひるぎ学園はコミュニティバスがなくなり、現在は保護者が送り迎えをしています。負担が大きく新たな入学者は避けてしまう方もいると思います。計画されているコミュニティバスのダイヤも島外からの通学者に合わせた朝8時着にはなっていません。調整をお願いします。	名護市教育委員会では、学校統合により通学区域が拡大した場合にのみ、スクールバス(通学支援)を実施しており、それ以外での運用は考えておりません。 市コミュニティバスのダイヤにつきましては、頂いたご要望を関係課にお伝えします。	
2	概要版P9 小規模校は地域コミュニティの核としての役割は大きいです。高齢、少子が進み、限界集落に近づいている地域では子育て世代の移住が欲しいです。ひるぎ学園の島外の保護者に家やアパートを探して欲しいと頼まれます。空き家はたくさんあるのですが、家主(不在が多い)は賃借や売買に応じません。アパートを建てるにもそれなりの広い土地は農地法などの規制により確保が難しいです。市営住宅は所得制限により中所得者以上は入居できません。関係各課と調整して住居を確保できる政策をお願いします。財政難でコンパクトシティの方向ですが、過疎地にも光を当ててください。	本基本方針については、学校の適正規模・適正配置についての方針のため、各地域の定住環境整備についてまで記載することはありませんが、頂いた意見につきましては、関係課等にお伝えします。	